

2022年6月1日

株式会社日立製作所を吸収分割会社とし
日本レイテック株式会社を吸収分割承継会社とする
吸収分割に関する書類

東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

株式会社日立製作所
執行役社長 小島 啓二



東京都武蔵野市中町一丁目20番8号

日本レイテック株式会社
代表取締役社長 生島



株式会社日立製作所（以下「日立製作所」といいます。）と日本レイテック株式会社（以下「日本レイテック」といいます。）は、2022年3月24日付で締結した吸収分割契約に基づき、2022年6月1日付で、日立製作所のヘルスケア事業本部分析システム本部の管轄事業のうち放射線測定装置事業（放射線測定装置の設計、製造、販売及び保守サービスを事業内容とする。）に関して日立製作所が有する権利義務の一部を日本レイテックに承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。本件分割に関する会社法第791条第1項第1号、同条第2項及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条及び第201条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2022年6月1日

2. 日立製作所における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第784条第2項に規定する場合（簡易吸収分割）に該当することから、日立製作所の株主は吸収分割をやめることを請求する権利を有しませんでした。

3. 日立製作所における会社法第785条、第787条及び第789条の規定に従った手続の経過

本件分割は、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定に該当することから、日立製作所において株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

日立製作所において、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に規定する新株予約権を発行していないことから、該当事項はありません。

日立製作所は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2022 年 3 月 31 日付官報及び 2022 年 3 月 31 日付電子公告により、同条第 1 項第 2 号の債権者に対する本件分割についての異議申述公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 日本レイテックにおける会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従って、日本レイテックに対して請求を行った株主はいませんでした。

5. 日本レイテックにおける会社法第 797 条及び第 799 条の規定に従った手続の経過

日本レイテックにおいては日立製作所が会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配会社に該当するため、会社法 797 条第 3 項の規定により、該当事項はありません。

日本レイテックは、会社法第 799 条の規定に従い、2022 年 3 月 31 日付官報及び 2022 年 3 月 31 日付日刊工業新聞公告により、債権者に対する本件分割についての異議申述公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

6. 吸収分割により日本レイテックが日立製作所から承継した重要な権利義務に関する事項

日本レイテックは、2022 年 6 月 1 日付で、日立製作所から、吸収分割契約に定められた資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継しました。

7. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2022 年 6 月 1 日

8. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上